

【別紙 5】

2021年度 北海道放課後児童支援員認定資格研修開催通知

この度、北海道では「放課後児童支援員」の有資格者となるための放課後児童支援員認定資格研修(以下、「認定資格研修」という。)を実施します。

1 研修の目的

この「認定資格研修」は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するものが、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 以下「運営指針」という。)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的としています。

2 実施主体

北海道・札幌市

ただし、2021年度は「北海道学童保育連絡協議会」に委託して研修を実施します。

3 研修対象者

- ① 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)(厚生労働省令第46号平成30年一部改正)(以下、「基準」という。)第10条第3項の各号のいずれかに該当するもので、現に、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員
- ② 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するもので、今後、放課後児童支援員として従事を予定している者

4 日程と会場

振興局ごとに研修会場が決まっています。会場が遠方となる場合もありますのでご了承ください。

受講対象地域(振興局)	会場	研修日程	申込期間
空知・石狩・後志・胆振・日高 (対象地域:札幌市・江別市・恵庭市・北広島市・石狩市・小樽市)	札幌会場A日程	8月28日 8月29日 9月11日 9月12日	7月20日 ↓ 8月6日
空知・石狩・後志・胆振・日高 (対象地域:札幌A以外)	札幌会場B日程	9月25日 9月26日 10月16日 10月17日	8月9日 ↓ 9月3日
空知・石狩・後志・胆振・日高 (対象地域:札幌A以外)	札幌会場C日程	10月9日 10月10日 10月30日 10月31日	8月23日 ↓ 9月17日
空知・石狩・後志・胆振・日高 (対象地域:札幌A同様)	札幌会場D日程	11月20日 11月21日 12月4日 12月5日	10月4日 ↓ 10月29日
渡島・檜山	函館会場	8月29日 9月5日 9月19日 9月26日	7月15日 ↓ 8月3日
上川・留萌・宗谷	旭川会場	8月28日 8月29日 9月4日 9月23日	7月20日 ↓ 8月6日
オホーツク	北見会場	10月16日 10月17日 10月30日 10月31日	9月1日 ↓ 9月24日

十勝	帯広会場	9月11日 9月12日 10月2日 10月3日	7月26日 ↓ 8月20日
根室・釧路	釧路会場	8月28日 8月29日 9月25日 9月26日	7月15日 ↓ 8月3日

5 テキスト (1,210円)・解説書 (319円)・資料代 (400円) 合計 1,929円

研修受講料は無料ですが、講義で使用するテキスト『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材 認定資格研修のポイントと講義概要第2版』2020年5月発行(中央法規・1,210円税込)、『放課後児童クラブ運営指針解説書』(フレーベル館・319円税込)及び資料代(400円)として合計1,929円が必要となります。研修初日の受付時に徴収しますので、おつりの無いようにご用意ください。ただし、テキスト(2020年5月発行・第2版)・解説書を持参される方は、資料代(400円)のみとなります。なお、テキストは研修初日のみ会場で中央法規が販売します。

解説書は今年度途中で改訂版が発行されます。改訂版の定価は440円となります。その場合は以下の費用になります。

※テキスト (1,210円)・解説書 (440円)・資料代 (400円) 合計 2,050円

6 受講申込

① 受講申込について

受講申込は個人ではなく各市町村担当課で取りまとめ、各会場の締切日までに北海道学童保育連絡協議会宛てに郵送することになっています。

また、市町村ごとに定員があり、指定された人数内で申し込んでいます。

② 提出書類 (市町村がまとめて郵送します)

1. 受講希望者一覧表【別紙3】(市町村が作成)
2. 2021年度北海道放課後児童支援員認定資格研修 申込書【別紙4】(本人作成)
3. 受講資格証明書類(各種証明書の写し)
4. 本人確認書類
(運転免許証・健康保険証・住民票(6か月以内に発行したもの)・マイナンバーカード・パスポートのいずれかの写し)
5. 写真 2枚
(上半身脱帽正面向縦4cm×横3cm、6か月以内に撮影)
裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、1枚は「2.申込書」に貼付します。

※受講資格証明書類

	資格等「省令基準」第10条第3項	添付すべき証明する書類(該当するもの一部で可)
(1)	保育士の資格を有する者	1 「保育士証」 2 「指定保育士養成施設卒業証明書」 3 「保育士養成課程修了証明書」 4 「保育士試験合格通知書」 5 「保育士試験一部科目合格証明書」3年間で全科目合格が確認できるもの 6 「保育士(又は保母)資格証明書」
(2)	社会福祉士の資格を有する者	社会福祉士登録証
(3)	高卒で、2年以上の児童福祉事業に従事した者	1 高校の「卒業証書」または「卒業証明書」 2 大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験 事業主が証明する別添用紙【別紙4※1】を添付してください。 「2年以上」と「累計2000時間」のいずれも満たしている事
(4)	教育職員第四条に規定する免許状を有する者	1 幼稚園教諭免許状 2 小学校教諭免許状 3 中学校教諭免許状 4 高等学校教諭免許状 5 特別支援学校教諭免許状

		6 養護教諭免許状 7 栄養教諭免許状
(5)	大学で関係課程を学び、卒業した者	1 大学及び大学院の「卒業証書」または「卒業証明書」 2 大学及び大学院の「成績証明書」 修得科目の科目名・単位数・成績を証明
(6)	大学で関係課程を学び、大学院への入学が認められた者	
(7)	大学院で関係課程を学び、卒業した者	
(8)	外国の大学で関係課程を学び、卒業した者	
(9)	高卒で、2年以上放課後健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの	1 高校の「卒業証書」または「卒業証明書」 2 大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験 市町村長が証明する別添用紙【別 4 紙※2】を添付してください。 「2年以上」と「累計 2000 時間」のいずれも満たしている事
(10)	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの	市町村長が証明する別添用紙【別紙 4 ※3】を添付してください。
(11)	令和2年度放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了者	令和2年度放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

※ 保育士や教諭資格などは更新制になっていますが、更新されていないものでも可としています。

※ 証明書が旧姓のものであっても可としています。

※ 証明する書類はコピーで可としています。

③受講票について

受講者決定後、北海道学童保育連絡協議会から市町村担当課へ受講票及び会場日程・案内図を送付します。その後、各受講者へ配付されます。

④受講に際して

- ・受講の際には、受講票を必ずご持参ください。
- ・受講修了評価として、1日単位でレポートを提出してください。受講後のレポートを提出しない場合は、受講修了と認められません。1日の講義終了後に30分間のレポート記入の時間をとります。当日はレポート提出の漏れがないようご注意ください。
- ・遅刻した場合は、その科目の受講は認められませんのでご注意ください。
- ・欠席の場合は、下記連絡先までご連絡ください。

⑤修了の認定と修了証の交付

認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、北海道知事が認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定研修修了証」（賞状形式と携帯用形式の2種）が交付されます。

修了証等は北海道から市町村へ送付されます。その後、修了者へ配付されます。

受講中に他の都道府県に転居した場合や、病気等のやむを得ない理由により一部を欠席した場合、申し出により、北海道知事から、「放課後児童支援員認定研修 一部科目修了証」が発行されます。

全科目の履修は、一部科目修了証の発行日時から、1年以内に取得する事が望ましいとされています。

⑥個人情報ポリシー

受講申込にあたって頂いた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互の利用・提供のためにのみ使用します。

☆連絡先

北海道学童保育連絡協議会

〒060-0806

札幌市北区北6条西6丁目2-12 第1山崎ビル1F

TEL/FAX : 011-756-2800 E-mail : dorenkyo@gmail.com

問合せ受付時間 月～金（祝祭日を除く）10:00～16:00

<参考>

1. 基本的な研修プログラム

	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目
9:00	開場	9:00 開場	開場	開場
9:30	全体ガイダンス	9:30	9:30	9:30
10:00	講義 1	講義 5	講義 9	講義 13
~	~	~	~	~
11:30	休憩	11:00	11:00	11:00
11:40	講義 2	11:10	11:10	11:10
~	~	~	~	~
13:10	昼食	12:40	12:40	12:40
13:50	講義 3	13:20	13:20	13:20
~	~	~	~	~
15:20	休憩	14:50	14:50	14:50
15:30	講義 4	15:00	15:00	15:00
~	~	~	~	~
17:00		16:30		

- ・ 4日間、16科目24時間の履修となります。
- ・ 16科目の受講の順番は会場によって異なります。
- ・ 1日目の開始時刻等は会場ごとに異なる場合があります。
- ・ 会場ごとのプログラムは、受講票とともにお渡しします。

2 研修項目と科目、時間数 と 履修免除

- (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5 時間・90 分×3）
- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- (2) 子どもを理解するための基礎知識（6 時間・90 分×4）
- ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- (3) 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援（4.5 時間・90 分×3）
- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- (4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3 時間・90 分×2）
- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
- (5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3 時間・90 分×2）
- ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
- (6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3 時間・90 分×2）
- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

受講資格によっては、●の科目の受講を免除することができます。（都道府県認定研修ガイドライン）「免除」は本人からの申請が必要となりますので、申込書に必ず「免除申請」を記入して下さい。

なお、免除申請した場合でも、受講は可能です。

	保育士	社会福祉士	教諭
2-④ 子どもの発達理解	●		●
2-⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達	●		●
2-⑥ 障害のある子どもの理解	●	●	
2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解	●	●	